

八王子市公衆街路灯（防犯灯）見守り交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町会・自治会又はこれらに類する団体（以下「町会等」という。）が行う市所有の公衆街路灯（以下「防犯灯」という。）の見守り活動に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する交付金について、補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和38年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 町会等に対し、見守り交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、防犯灯の維持管理における行政と町会等との連携を推進するとともに、防犯意識の醸成を図ることを目的とする。

（交付対象団体）

第3条 交付金の交付の対象者は、市に登録がある町会等のうち、区域内に市所有の防犯灯が設置されている団体とする。

（交付対象事業）

第4条 交付金は、市所有の防犯灯の故障の連絡、独立柱灯などの周辺の草刈り、及び新設要望等の住民要望のとりまとめ等、防犯灯の日常の見守り活動を対象として交付する。

（交付額）

第5条 交付金の額は、令和6年1月31日までに町会等の区域内に設置された市所有の防犯灯1灯あたり200円とする。

（交付申請書）

第6条 規則第6条第1項に規定する交付申請は、別記第1号様式によるものとする。

（交付の決定）

第7条 規則第7条第2項に規定する通知は、別記第2号様式によるものとする。

（活動報告書の提出）

第8条 町会等は、事業年度終了後、別記第3号様式により市長に報告しなければならない。

（補助金制度の見直し）

第9条 本交付金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。